

伊丹市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年
法律第29号）の施行に伴い，審理員を一般職として任用するため。

伊丹市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例（
令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市行政不服審査法施行条例（平成２８年伊丹市条例第４号）
の一部を次のように改正する。

第２条を削り，第３条を第２条とし，第４条から第６条までを１
条ずつ繰り上げる。

第７条中「第２条又は第５条第７項」を「第４条第７項」に改め，
同条を第６条とする。

付 則

（施行期日）

１ この条例は，令和２年４月１日から施行する。

（守秘義務に関する経過措置）

２ 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１１条第２項に
規定する審理員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第
４条第１項に規定する職員である者を除く。）であった者に係る
その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については，
この条例の施行後も，なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

３ この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の
例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行
為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。